主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告は、名を憲 法違反に藉り、原決定の手続違反を主張するにとゞまり(民訴一五九条による訴訟 行為の追完も最高裁判所に対する抗告、としては主張しえないものと解すべきであ る)、同条所定の場合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下 し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三二年一〇月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	垂	水	克	己